

## 3回目接種にかかる調査票(名簿)の作成・提出に関するQA

令和3年9月28日更新

各入力項目の入力方法・内容等については、**回答様式内の「入力要領」シート**をご確認ください。

No.	Q	A
1	調査票(名簿)を提出する必要がある高齢者施設のサービス種別はなにか。	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅です。
2	デイサービスの利用者を調査票(名簿)に記載してよいか。	高齢者施設の入所者及び従事者が対象であり、デイサービス等の利用者は調査票(名簿)に記載する対象ではありません。
3	接種方法が決まっていない人については、A~Dのどれを選択したらよいか。	一番可能性が高い方法を選択してください。(可能な限りA~Cを選択してください。)
4	接種を希望しない人については、名簿を提出する必要があるか。	熊本市民で65歳以上の方(入所者及び従事者)は接種希望の有無に関わらずご提出ください。なお、接種は強制ではなく、あくまでご本人の意思に基づき接種を受けていただくものです。接種を望まない方に接種を強制することはありません。また、受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。
5	今後入所・入職予定もしくは退所・退職予定の人については、名簿を提出する必要があるか。	入所・入職することが確定している人についてご提出いただくことは差し支えありませんが、基本的には令和3年10月1日時点で在籍されている方をご提出ください。3回目の接種は、2回目接種日から約8か月後以降を想定しています。従って、3回目の接種開始時期において退所・退職予定が確定している人については、名簿をご提出いただく必要はありません。
6	1~2回目接種を行っていない人については、名簿を提出する必要があるか。	1~2回目接種を行っていない人についても、本市で確認を行うため名簿のご提出をお願いします。
7	1~2回目接種をまだ行っておらず、これから接種を行いたいが、どうしたらよいか。	過去に入所者に対して接種を行った協力医療機関へご確認ください。 また、本市の接種予約受付期間中においては熊本市予約受付システムもしくはコールセンターで予約を行っています。医療機関独自で予約受付を行っている場合もありますので、その場合は医療機関へご相談ください。熊本市HPに予約受付方法を含めた接種実施医療機関一覧を掲載しておりますので、ご確認ください。
8	調査票(名簿)を提出した全ての人の接種券が施設へ送付されるのか。	接種券は順次、2回目接種日から約8か月後に発送します。左記期間が経過していない人については、期間経過後に接種券の発送を行います。従って、提出された名簿の全ての方の接種券が同時に発送されるわけではありません。また、従事者の方については、施設ではなく住民票上の住所地へ接種券を発送します。
9	熊本市外の人については名簿を提出する必要があるのか。また、熊本市外の方の接種券はどうなるのか。	熊本市外の人については、本市で接種券の発行を行わないため、名簿提出の必要はありません。接種券について、現時点では、各自治体が発行を行い、住民票上の住所地へ送付する想定です。
10	名簿提出後に、入力内容の追加や変更があった場合はどうしたらよいか。	修正後の名簿を再度ご提出ください。その際に、名簿の一番右列の「再提出する際は要選択」の欄を「修正」「追加」等へ変更してください。退去等により、名簿から削除をする場合は、入力内容自体の削除は行わず、「削除」へ変更しご提出ください。提出する際はファイル名を「【施設名】調査票(名簿)〇月〇日更新」へ変更しご提出ください。
11	メールでの提出ができない場合はどうしたらよいか。	FAXでご提出ください。 感染症対策課ワクチン対策PT集団接種班 FAX:096-328-8666
12	名簿提出を行うのは、入所者・従事者共に65歳以上の者のみでよいか。	入所者・従事者共に65歳以上の者のみ(熊本市民)をご提出ください。65歳未満の方についてはご提出不要です。